

『ものづくりを支援して欲しい』

中小ものづくり高度化法に基づく、ものづくり中小企業の支援

中小ものづくり高度化法に基づき、中小企業者が、精密加工、立体造形等の特定ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発を(他の事業者と協力して)行う際に、助成金や低利融資など、様々な支援を受けることができます。

対象となる方

中小ものづくり高度化法に基づいて指定された特定ものづくり基盤技術^{*1}に関する研究開発等に単独又は他の事業者と協力して取り組む中小企業者

支援内容

中小企業者は、中小ものづくり高度化法に基づいて策定された特定ものづくり基盤技術高度化指針^{*2}に沿った研究開発計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた場合、次の支援措置を利用することができます(個別の支援措置ごとに、支援機関の審査や確認が必要となります)。

(1)

戦略的基盤技術高度化支援事業(補助金)(13頁参照)
(委託型)(14頁参照)

(2) 政府系金融機関による低利融資制度(71頁参照)

(3) 中小企業信用保険法の特例(263頁参照)

(4) 中小企業投資育成株式会社法の特例(85頁参照)

(5) 特許料及び特許審査請求料の軽減(114頁参照)

(*1) 特定ものづくり基盤技術(12技術)《平成27年2月9日改正》

デザイン開発に係る技術、情報処理に係る技術、精密加工に係る技術、製造環境に係る技術、接合・実装に係る技術、立体造形に係る技術、表面処理に係る技術、機械制御に係る技術、複合・新機能材料に係る技術、材料製造プロセスに係る技術、バイオに係る技術、測定計測に係る技術

(*2) 特定ものづくり基盤技術高度化指針《平成27年2月9日改正》

特定ものづくり基盤技術それぞれについて、中小企業・小規模事業者のものづくり技術の高度化を促進するためのガイドラインとしての役割・機能を果たすものです。

詳細は、下記の中小企業庁ホームページをご覧ください。(URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html>)

ご利用方法

I. 研究開発計画の作成・法認定の申請

- ① 特定ものづくり基盤技術高度化指針に沿った研究開発計画(特定研究開発等計画)を作成。
各地域の経済産業局、または中小企業基盤整備機構で相談を受け付けています。
- ② 「特定研究開発等計画」を実施する施設がある地域の経済産業局に認定申請書をご提出ください。審査の結果、特定研究開発等計画として認定された場合には認定書が交付されます。

II. 支援措置の利用(法認定を受けた方が対象)

法認定を受けると、上記(1)～(5)の支援措置を利用することができます(これらの申請の際には、上記認定書が必要となります)。支援措置の利用方法は、それぞれのページをご覧ください。

お問い合わせ先

- ・ 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) 電話: 03-3501-1816
中小企業庁ホームページ 経営サポート「ものづくり(サービス含む)中小企業支援」
URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/index.html>
- ・ 各経済産業局 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・ 中小企業基盤整備機構(巻末お問い合わせ先一覧参照)